

陳情の取り扱いと審査結果

今回、取り扱った陳情は、令和3年第2回定例会の議会運営委員会から令和3年第3回定例会の議会運営委員会までに提出され、受理した陳情が対象です。

取り扱いについては、各派交渉会で決定され、下記のとおりとなりました。

陳情番号	受付年月日	陳情名	審査方法	審査結果
11	R3. 7. 30	私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために豊川市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情	市民文教委員会へ送付	趣旨採択
12	R3. 7. 30	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	――

※ 審査方法の欄の「聞きおく」について、国や県に対して意見書の提出を求める陳情などは、申し合わせにより「聞きおく」として定例会中の常任委員会等での審査は行わないこととし、全議員にその写しを配付します。

「聞きおく」とされた陳情のうち、各会派が陳情内容により意見書や決議の発議が必要と判断した場合、定例会の中日の前日までに案を添えて議長に申し出ることになっています。今期定例会において、申し出はありませんでした。